

# 石川の農林漁業まつり広報図案募集要領

令和8年4月  
石川の農林漁業まつり実行委員会

## 1 目的

例年、秋に開催している「石川の農林漁業まつり」の広報素材として使用するため、農林漁業の大切さとその振興、収穫の喜び等を表現した図案を募集する。

## 2 農林漁業まつりの役割

来場者が石川の農林水産業に対する理解・愛着を深め、「農林水産業に関わる人を応援したい」という気持ちを持つきっかけとなる場とする。

## 3 応募の方法等

- (1) **応募資格** 県内の高校に在籍する生徒
- (2) **規 格** B3判（横364mm×縦515mm）縦書きとする。
- (3) **図案に用いる手法及び色の種類**  
どのような手法を用いても良い（水彩、油彩、CG等）。色数は自由とする。
- (4) **図案作成にあたっての留意事項（裏面参照）**  
図案に農業、畜産、林業、漁業のいずれも盛り込むこととし、生産物や農林漁業の作業風景に限らず、自由な発想で作成すること。ただし、県内で生産されないことが明らかなものは図案に入れないこと。また、広報媒体への使用の際に、ポスターやチラシのサイズに合わせてトリミングを行うことがあるため、四辺の端の方には切れると困るような図案は配置しないこと。  
※従来 of 優秀作品にとらわれない、斬新な図案となるよう配慮願います。
- (5) **応募点数** 応募点数は制限しないが、作品は自ら創作した未発表のもので、知的財産権などを侵害しないものに限る（生成AIによって作成した作品は不可）
- (6) **応募方法**  
石川県教育委員会学校指導課あてに郵送又は持参することとし、応募作品の裏面に住所、氏名（ふりがな）、所属学校、学科及び学年を明記すること。
- (7) **締 切** 令和8年7月10日（金）とする。
- (8) **発 表** 入選者には、所属高校を通じて通知する。
- (9) **著 作**  
入選作品の著作権は、石川の農林漁業まつり実行委員会に帰属することとし、広報媒体への使用（チラシ、ポスター、SNS等）にあたって一部修正を行うこともある。なお、応募作品については、まつり終了後、所属学校を通じて参加賞とともに返却する。

## 4 審 査

応募作品の審査は、石川の農林漁業まつり実行委員会及び石川県教育委員会が行う。

## 5 表 彰

次の区分に応じ、入選者に対し賞状及び副賞（図書カード）を授与するとともに、入賞作品については、まつり会場において展示を行う。

- (1) **特 選** 1点（広報素材に使用します）
- (2) **準特選** 1～3点
- (3) **入 選** 若干点

## 6 あて先

応募のあて先は、次のとおりとする。

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会学校指導課

高等学校教育・人権教育グループ 連絡先（076）225-1828（担当：寺田）

## 図案作成にあたっての留意事項

下記3点に留意して、作成ください。

### 1 農林漁業まつりの役割

石川県の農林水産業に対する理解・愛着を深め、「農林水産業に関わる人を応援したい」という気持ちを持つきっかけとなる場を作る。

### 2 リーフレット表紙イメージ（一例）

図案  
(縦長)

図の下に開催案内を入れる関係で、  
図案をトリミングしてサイズを微調整することがあります。  
四辺の端の方は見切れては困る図案を入れないよう  
(切れても大丈夫なパターン柄や塗りつぶしなどにするなど)  
ご留意ください。

石川県産業展示館4号館・屋外展示場（金沢市袋畠町）  
〇月〇日（土）、〇日（日）  
主催：石川の農林漁業まつり実行委員会 午前9時～午後4時

第47回  
石川の農林漁業まつり

図の中にタイトルを入れるので、このことを考慮した図案としてください。  
(文字の挿入位置は、図案に合わせて、レイアウトを損なわないように配慮しながら事務局で決定します。)

図の下に開催案内を入れますので、  
ご留意ください。

### 3 図案中に盛り込んではいけない素材

- ① 一般に石川県内で生産されていないものは入れないでください。  
(例) 作物：さとうきび、てんさい  
果物：オレンジ、グレープフルーツ、レモン、パイナップル、バナナ、マンゴー  
林産物：マッシュルーム  
畜産物：馬  
水産物：かつお、ししゃも、ほたて、タラバガニ
- ② 特定の商品名、商標、会社名等は作品内に入れなくてください。
- ③ CG等で作成する場合に、他者の作成したものを素材として使用しないでください。